

## 第 11 回長浜市歴史まちづくり協議会 議事録

- 日 時 平成 27 年 11 月 27 日 (金) 13:30~16:15
- 場 所 長浜市役所 西館 1 階 多目的ルーム 3
- 出席者 奥貫隆、大場修、吉見静子、岡絵理子、桐山恵行、小川敬子、吉井茂人、三浦良勝、嶋田孝次、今井克美 (敬称略)
- 欠席者 中島誠一、森良和、鹿野央、北川雅英 (以上 4 人、敬称略)
- 傍聴人 1 人
- 配付資料
- ・次第
  - ・長浜市歴史まちづくり協議会委員名簿
  - ・資料 1 : 認定歴史的風致維持向上計画の変更予定箇所 一覧
  - ・資料 2 : 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針 (抜粋)
  - ・資料 3 : 平成 27 年度における歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価の実施方針について
  - ・資料 4 : 第 11 回長浜市歴史まちづくり協議会スケジュール
  - ・資料 5 : 現地見学コース図
  - ・参考資料 1 : 附属機関の会議の公開等に関する要綱
  - ・参考資料 2 : 「歴史まちづくり情報サイト」について
  - ・追加資料 1 : 長浜市歴史まちづくり協議会規則
  - ・追加資料 2 : 長浜市歴史的風致維持向上計画 (抜粋)

### ○議事録

#### 1 あいさつ

- ・都市計画課中川理事 (省略)

#### 2 長浜市歴史的風致維持向上計画の変更予定について

(会長)

- ・計画の中でいくつか変更予定箇所があるが、その中で最も重要となってくるのが、計画期間の変更である。当初の計画の事業期間は約 7 年間となっているが、計画期間内に関連するまちづくり事業等をすべて終了することは不可能であり、今後どうしていくかが問題となっている。今年度は事務局を通して国と計画期間の変更について協議をする必要がある。その協議に際して、長浜市としてはどういう考えであるのか提示する必要があるので、今日は委員の皆様方からこれまでの事業の実施状況を踏まえたうえで、今後の計画の方針について意見を頂きたい。

- ・本日の協議内容を基に国と協議を行い、今後の方向性が見えてきたところで、今年度 2 回目の協議会を開催し、改めて計画期間の変更について最終的な会議の場を持ちたいと考えている。

(事務局)

- ・資料 1、追加資料 2 に基づき説明

(会長)

- ・資料 1 にも記載があるが、計画期間の変更については、国と協議を行い、認められると計画変更の手続きをとることになる。それ以外の変更予定箇所については、時点修正等が主であり、軽微な変更として扱われる。
- ・計画期間については、おおむね 5 年から 10 年程度が望ましいとされており、長浜市は約 7 か年の事業としてこの長浜市歴史的風致維持向上計画を策定した。
- ・当初の計画期間が終了して、最大である 10 年程度に計画期間を延長している市や、当初から計画期間を 10 年程度にしている市もある。
- ・本日の協議会では、特に計画期間の変更について、委員の皆様から考えがあれば述べていただきたい。

(副会長)

- ・計画期間の変更とは直接関係ないが、追加資料 2 の P.112 に記載がある木之本宿についてお聞きしたいことがある。平成 5 年に木之本宿で伝統的建造物群保存対策調査を行っており、最近も木之本宿の町並み見学会の引率を行ったが、木之本宿は内外から関心を集めている。文化庁から、木之本宿については、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた取組をしていくべきだと言われているのだが、市の都市計画の担当課が取り組んでいくのか、教育委員会で取り組んでいくのかははっきりしていない。今後、木之本宿の扱いをどうされるのか。

(事務局)

- ・木之本宿は景観計画の重点区域には指定している。重要伝統的建造物群保存地区の選定については、一度内部で協議させていただきたい。

(副会長)

- ・個人的には、都市計画課で木之本宿の重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けて取り組んでもらいたいと考えている。

(会長)

- ・事務局からも話があったとおり、当協議会とはまた別に、景観審議会では木之本宿を景観形成重点区域に指定し、新たな取組がされている。

(副会長)

- ・当協議会でも中心市街地の事柄が中心となっており、周辺部になかなか目が届かないところがある。木之本宿が重要伝統的建造物群保存地区に選定されることで、周辺部に足を運んでもらうきっかけになると考えている。

(委員)

- ・重要伝統的建造物群保存地区の選定については、本来、都市計画課で取り組むべき事項ではなく、文化財関連の部署で行うのが一般的である。他の例も参考にして、どこの部署で取り組むべきかを押さえなければ話が進まない。

- ・以前に木之本宿で調査を行ったことがあるが、熱心な住民もいるので、重要伝統的建造物群保存地区の選定に取り組んでほしい。

(委員)

- ・壽山山蔵の保存修理事業が計画期間内に終了しないので、計画期間を延長するのか。

(事務局)

- ・すべての山蔵の修繕を一度に行うことはできず、毎年順番に行っている。壽山山蔵の他にも、今後修理を行っていききたい山蔵がまだある。
- ・所有者側の資金の問題もあり、大通寺講場の保存修理事業もまだ終了していない。

(委員)

- ・何らかの理由で当初の計画の予定どおりに事業が終了しなかったため、計画期間を延長しようとしているのか。

(事務局)

- ・そのとおりである。
- ・相手方の状況も関係してくるので、どうしても計画どおりに事業を進めていくことができなかった。条件が整ったところから順次事業を進めてきたが、すべての事業が終了していないというのが現状である。

(委員)

- ・計画を延長しなければならない理由がよくわからなかったので、お聞きした。

(会長)

- ・通常の計画は事業期間があり、その期間内に事業を100パーセント遂行することを目的としている。しかし、歴史的風致維持向上計画は少し様子が違っていて、協議会で策定した計画を関係部署が交付金等を活用してそれぞれの事業手法で個々に進めていくものである。歴史的風致維持向上計画は歴史的な資源を生かすまちづくりのための総合計画のようなものであると言える。
- ・その意味では長浜の町がある限り事業が終わることはないが、国は当初の計画期間としておおむね5年から10年程度に設定している。ただ、計画期間の終了後に次の計画をどうしていくのかというスキームはまだ決まっていない。
- ・長浜市は約7年間の計画期間を設定し、歴史的資源を生かしながら、道路事業、文化財事業、景観事業等に取り組んでいるところである。先ほど話に挙げた山蔵の修復については、所有者の意向や市の補助金の予算の問題もあり、予定どおりには進んでいかないが、引き続き取り組んでいくべき事業と言える。委員の方々から、今後の取り組みについて意見を頂けば、市は計画期間の延長について国と協議し、歴史まちづくり計画を充実させていくことが可能になる。

(委員)

- ・追加資料2のP.164の町家再生型まちなか居住プロジェクトについて、実際に実施された事業と計画に記載した内容が異なっているため、内容変更ができないかと考えている。また、町家再生型まちなか居住プロジェクトの事業概要には、実現が難しい事業も記載されている。別の場所でシェアハウスの事業を行ったが、計画に記載している事業と置き換えることはできないか。記載内容の見直し整理を行いたいと考えている。

(事務局)

- ・国からは計画の事業を取り消すことはできないが、事業内容の一定範囲内での変更は可能であると言われている。
- ・計画に記載している事業の取消は、事業計画自体を更新する際には可能となるようだが、国ではまだ計画更新の仕組みは作られていない。
- ・奥貫会長がおっしゃったとおり、歴史まちづくりの取組が終わることはないので、現時点では、計画延長を行いたいと考えている。何年か後に、計画を更新する場合は、計画事業の内容を見直すことや、重点区域を新たに追加するといったことも考えられる。
- ・長浜まちづくり株式会社が行われた事業内容の変更（案）については、後日個別に事務局で伺いたい。

(会長)

- ・町家再生型まちなか居住プロジェクトについては、当初から実現が難しいと言われている。事業概要には記載されていないが、それに近い事業が行われているようなので、可能であるならば、計画期間の延長とあわせて、計画記載事業の変更を国と協議してほしい。

(事務局)

- ・国のヒアリングを受ける前に調整し、事業内容の変更が可能か協議してみることにする。

(委員)

- ・計画には事業期間に 28 年度と記載されている事業が多くあるが、これらの事業はほとんど終了しているのか。

(事務局)

- ・ソフト事業や毎年行っている事業は、計画期間が満了する 28 年度までを事業期間としている。

(委員)

- ・それ以外は、事業が既に終わっているものや事業が終わってもおかしくないものか。

(事務局)

- ・すでに終了している事業には、終了年度が記載されている。
- ・事業期間が 28 年度までになっている事業については、事業が未了のものと、毎年事業を行っているものと、28 年度に事業を行うものの 3 つにわけることができる。

(委員)

- ・28 年度以降まで残る事業はどれか。

(事務局)

- ・4 大通寺伽藍群保存修理事業と 5 山蔵保存修理事業については、28 年度以降の実施を予定している。
- ・6 長浜八幡宮境内整備事業については、事業の実施が難しいと考えている。
- ・8 山蔵移転事業は 28 年度に実施される予定である。
- ・9 番目以降から毎年度行っている事業が出てくるが、10 町家再生型まちなか居住プロジェクトや 11 町並み再生型都市強化事業等は既に終了としている。
- ・計画の事業については、年度ごとに進捗状況の報告を国に行っている。

(事務局)

- ・資料 2～5、参考資料 2 に基づき説明

### 3 現地見学

- ・歴史的風致維持向上計画の事業地等を見学

### 4 閉会挨拶

- ・都市計画課中川理事（省略）